

《重点事業 18》地球温暖化防止対策の推進

[優先施策 12 関連]

地球温暖化防止県民運動推進事業費 [300万円]

1. 事業の目的

京都議定書の第一約束期間が平成 20 年度に始まることを踏まえ、国及び県の温室効果ガス排出削減目標である「マイナス 6%」を達成するため、県民総ぐるみで地球温暖化防止に取り組み、「家庭」「産業」「業務」「運輸」等の各部門において、統一的・総合的な温暖化対策を推進します。

2. 事業の概要

1 地球温暖化防止県民運動推進会議の設置

県民総ぐるみの「地球温暖化防止県民運動」を継続的に実施していく契機とするため、地球温暖化防止県民運動推進会議を設置し、次の取り組みを行います。

地球温暖化防止県民運動の開始を「宣言」

地球温暖化防止シンポジウム（基調講演・パネルディスカッション）を実施

2 えひめエコチャレンジ 2008 の実施

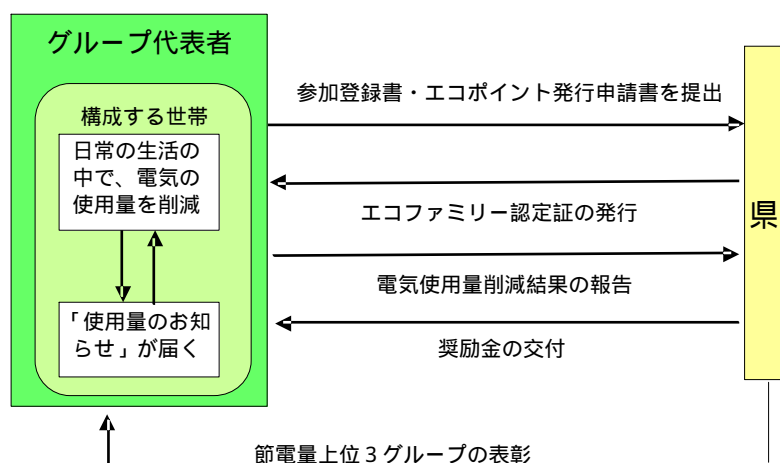
あらかじめ参加登録をした県民が、複数世帯で構成されたグループごとに（1 世帯参加も可）節電チャレンジ（7月～9月）を行い、温暖化防止に努めていただきます。

なお、節電量に応じた奨励金を交付し、節電効果が大きいグループを表彰します。


3 その他

産業部門、運輸部門、業務部門の各部門についても、中小企業を対象に省エネルギー診断等を行うほか、四国 4 県が連携して、クールビズ四国キャンペーンや、エコドライブ推進事業を推進することで、統一的・総合的な温暖化防止対策の推進に取り組みます。

【えひめエコチャレンジ 2008】の事業実施イメージ



3. 事業の成果指標と目標値

指標の名称	エコチャレンジへの参加登録世帯数			
指標の説明	エコチャレンジに参加する世帯は、最初に参加登録を行う必要がありますが、できるだけたくさんの皆様に参加していただくことで、地球温暖化防止に対する意識を高く持っていただき、県民運動を盛り上げます。			
指標の方向性		現状値と目標値	現状値（平成19年度）	目標値（平成20年度）
			-	5,000 世帯

4. 事業の全体計画（スケジュール）

- 地球温暖化防止県民運動推進会議の設置・県民運動の開始宣言
 地球温暖化防止県民運動推進会議の設置
 地球温暖化防止県民運動の開始を「宣言」
 地球温暖化防止シンポジウム
 と き：6月16日 13:00～16:00
 と ころ：県民文化会館サブホール
 【基調講演】
 【パネルディスカッション】
- えひめエコチャレンジ2008
 参加登録 6月から7月下旬
 チャレンジ期間 7月～9月



5. 事業の実施に当たり県民等に期待すること

地球温暖化防止県民運動は、県民一人ひとりが主役の県民運動です。

unnecessary 電気は使わない、適正な冷暖房の設定温度に心掛けるだけで大きな節電につながります。

公共交通機関をできるだけ利用し、車を運転する場合には急発進や急加速を行わないなどのエコドライブを心掛けましょう。



《重点事業 19》バイオマスの利活用の促進

[優先施策 12 関連]

バイオマスエネルギープロジェクト推進事業費	[611万円]
バイオマスペレット利活用総合対策事業費	[1,187万円]
バイオマスペレット利用促進応援団	[ゼロ予算事業]

．バイオマスエネルギーの導入促進

1．事業の目的

地球温暖化防止、循環型社会形成、戦略的産業育成、農山漁村活性化等の観点から、県の「えひめバイオマス利活用マスタープラン」の主要施策である、地域の特性を生かしたバイオ燃料導入プロジェクト（バイオマスエネルギープロジェクト）の具体化に取り組みます。

2．事業の概要

バイオディーゼル燃料（BDF）

休耕田や耕作放棄地等を活用して栽培したなたね、ヒマワリ等の油糧作物から精製した植物油や廃食用油から、軽油の代替となる BDF を生産・利活用するとともに、油糧作物の葉・茎等の廃棄物も循環利用することにより、循環型社会経済システムの形成、地球温暖化の防止、農地の保全のほか、美しい景観形成等による都市と農村の交流、農村における雇用の創出等による地域の活性化等を図っていきます。現在、バイオマス利活用を推進している市町をモデル地域に指定し、油糧作物の栽培、BDF の利用、啓発イベントの開催などの先導的事業や、廃食用油の回収、公用車での BDF 利用などの取組を支援しています。

また、県においても、平成 19 年 11 月から、ヒマワリ油から製造した BDF5%混合軽油を衛生環境研究所の公害測定車の燃料として使用しています。



衛生環境研究所公害測定車




BDF 混合軽油を給油

バイオエタノール

ガソリンの代替となるバイオエタノールについては、本県の地域特性に合った製造・利活用システムの事業化を進めるため、平成 20 年 3 月に、栽培技術や基盤が確立されている稲（多収穫米）や全国一の生産量を誇るみかんの搾汁残さを活用した本県独自のバイオエタノールの生産・供給システムの事業化モデルを提案しました。現在、事業化に向けた民間等の取組を積極的に支援しながら、県内でのバイオエタノール製造・利用の具体化に取り組んでいます。

3. 事業の成果指標と目標値

指標の名称	油糧作物栽培面積		
指標の説明	油糧作物の栽培から利用までの循環システムについて、市町を主体としたモデル地区での実証試験を行うことで、バイオマス利活用及び県民一人一人の意識啓発を促進します。		
指標の方向性		現状値と目標値	現状値（平成19年度）
			目標値（平成20年度）
			730アール
			1,000アール

4. 事業の全体計画（スケジュール）

バイオ燃料については、化石燃料に比べ、バイオマス資源が地域に散在していることなどによる原材料の確保や価格面、製造・流通等の技術やシステム面、また、原料の食糧との競合など、様々な問題がありますが、化石資源の枯渇や価格の高騰もあり、地球温暖化防止や循環型社会の形成にも資することから、県としては、事業化に向けた民間等の取組を積極的に支援するとともに、引き続き、バイオ燃料等に対する県民の理解促進と、全県域へのプロジェクトの拡大を図っていきます。

5. 事業の実施に当たり県民等に期待すること

バイオマス製品を購入・利用しましょう。

ごみは減量化、分別処理をしましょう。

バイオマスの利活用の促進に向けた地域の取組に積極的に参加しましょう。



バイオマスエネルギー利用により期待される効果

．バイオマスペレットの利用促進

1．事業の目的

地域に散在する未利用バイオマスを技術的に確立した方法(用途)でペレット化することにより、バイオマスの発生から加工、利用に至る循環過程を総合的にシステム化し、地域資源循環型社会の構築を目指すとともに、未利用バイオマスの効果的な利活用による環境負荷の少ない、持続可能な農林業経営を推進します。

2．事業の概要

バイオマスペレット利活用総合対策事業

(1)バイオマスペレット利用促進対策事業

バイオマスペレットの利活用を推進するため、県有施設において積極的にバイオマスペレットを利用するとともに、ペレット製造・販売関係者や利用者、関係自治体等を構成員とした推進会議が主体となって、バイオマスペレットの普及啓発・利活用を推進します。

(2)木質ペレット利活用促進事業

県(地方局)へのペレットストーブの導入や市町が率先して公共施設へのペレットストーブを導入することを支援するとともに、農業用ハウス等でのペレット暖房機導入に向けた温度管理技術やコスト試算等、実用化に向け導入実験を、試験研究機関で行います。

(3)堆肥ペレット利活用促進事業

建設業者による堆肥ペレットの運搬・散布に関し、地域循環・広域流通の体系作りのための協議会運営を支援するとともに、散布・運搬機械や堆肥のストックポイント等、必要な整備を行います。また、みかん等の果樹園地や四国カルスト大野ヶ原牧場等の急傾斜地での堆肥ペレット散布について、実証試験と散布機械の改良を行い、散布機械の普及に向けた支援を行います。


(4)竹ペレット利活用促進事業

竹ペレットの生産を推進するため、竹材の伐採搬出経費に支援を行います。また、竹ペレットの利用を推進するため、試験研究機関が中心となって、研修会や給与家畜に対する影響調査などのフォローアップ調査を行い、畜産農家へのペレット飼料の普及啓発を行います。

バイオマスペレット利用促進応援団

バイオマスペレットの利用促進を図るため、県有施設において肥料等を使用する場合、その一定量をバイオマスペレットで利用するとともに、県内市町、関係団体等へも利用を呼びかけます。

3. 事業の成果指標と目標値

指標の名称	バイオマスペレットの県内年間生産量		
指標の説明	バイオマスペレットの普及が進むことで、県内生産量も増加する。		
指標の方向性		現状値と 目標値	現状値（平成 19 年度）
			目標値（平成 20 年度）
			126 t
			570 t

4. 事業の全体計画（スケジュール）

事業実施期間 平成 19 年度～平成 21 年度

5. 事業の実施に当たり県民等に期待すること

バイオマスペレットの積極的な利活用をお願いします。

バイオマスペレットの利用促進（施策関連図）



バイオマスペレット利用促進応援団



《重点事業 20》食の安全・安心対策の推進

[優先施策 13 関連]

食の安全・安心推進事業費

[69万円]

食の安全安心情報ホームページ提供事業

[ゼロ予算事業]

1. 事業の目的

平成15年7月施行となった食品安全基本法の基本理念として定められた、地方公共団体の責務としての食の安全・安心対策を効果的に推進します。

2. 事業の概要

食の安全・安心情報提供事業

食の安全・安心県民講座の開催

県民に対し、身近な食の安全・安心確保に関する情報を提供することにより、県民の食品等への不信・不安を解消します。

緊急食品情報提供システム

食品業者等に不良食品の回収情報等を提供することにより、違反食品の市場からの排除を迅速に行い、食品による健康被害の拡大防止を図ります。

食の安全総合相談窓口の設置

食の安全・安心に関する総合的な相談窓口を各保健所に設置し、県民の要望等に応じます。


遺伝子組換え食品の検査

消費者の不安材料として挙げられる、遺伝子組換え食品の簡易検査を実施し、消費者の不安解消に役立てます。

食の安全安心ホームページ提供事業

食の安全・安心をはじめとする身近な情報や正しい知識をわかりやすく提供し、県民の食品等への不信・不安の解消を目指します。

3. 事業の成果指標と目標値

指標の名称	リスクコミュニケーションの実施状況			
指標の説明	食品の安全性確保に関する施策を的確に講じていくためには、消費者、食品関連事業者などの関係者相互間の情報、意見を交換し、施策に県民の意見を反映させるリスクコミュニケーションが必要です。			
指標の方向性		現状値と目標値	現状値(平成19年度)	目標値(平成20年度)
			5回開催	5回開催

4. 事業の全体計画（スケジュール）

事業項目	16年度	19年度	20年度
食の安全安心ホームページ提供事業	H16.6.1 運用開始	運用	運用
緊急食品情報提供システム	H16.6.1 運用開始	運用	運用
県民講座等リスクコミュニケーションの実施	6回	5回	5回
食の安全総合相談窓口	H16.6.1 開設	運用	運用

5. 事業の実施に当たり県民等に期待すること

県民は、食の安全・安心確保に関する知識と理解を深め、合理的な消費行動に努めましょう。

県民は、食の安全・安心に関する施策に対し、意見を表明することにより、食の安全・安心確保に積極的な役割を果たしましょう。

生産者・事業者は、食の安全・安心の確保について第一義的責任を有することを認識し、安全な食品等が県民に提供されるよう、必要な措置を講じましょう。

生産者・事業者は、その事業活動に関する情報の公開及び県民との積極的な交流等を通じ、食品等に対する信頼の確保に努めましょう。

【えひめ食の安全・安心ホームページ】



1 アクセス方法

愛媛県ホームページからアクセスできます。
<http://www.pref.ehime.jp/040hokenhukushi/020yakumueisei/00004793040531/index.htm>

2 情報の内容

緊急食品情報

- ・不良食品の回収情報など食品に関するお知らせ

食品の安全・安心情報

- ・食中毒の発生状況
- ・知っておきたい食品表示
- ・「食の安全・安心」総合相談窓口
- ・「食の安全・安心」県民講座 など

愛媛県の取組状況

- ・えひめ食の安全・安心推進本部の情報
- ・食品衛生監視指導計画、実施状況
- ・食品衛生月間など各月間等の取組と結果 など

3 その他

食の安全・安心に関する県民の意見募集

《重点事業 21》交番相談員の増員等による犯罪防止対策の強化

[優先施策 14 関連]

交番相談員増員強化費 [454 万円]
 交番相談員設置費 [4,515 万円]
 「まもるくんの自販機」拡充事業 [ゼロ予算事業]

1. 交番相談員の適正配置

1. 事業の目的

犯罪の発生件数は減少傾向にあるものの、殺人事件を始めとした凶悪事件や、振り込め詐欺などの新たな手口による犯罪が多発するなど、県民が安全と安心を実感できるとは言い難い状況にあります。

住民の方々の「パトロールを強化して欲しい。」「交番にはいつも警察官がいて欲しい。」などの多様な要望にこたえるため、交番勤務の警察官がパトロールや事件・事故のために不在となった場合でも、交番相談員が各種届出の受理や相談への対応を行うことで、警察行政サービスを確保することにより、交番の機能強化を図ります。

2. 事業の概要

平成6年度、松山市内の5交番に交番相談員を配置後、駅、商店街等の繁忙地域や事件・事故の多い地域の交番を中心に順次増員しており、平成19年度までに、県下51交番のうち、20交番に配置されました。

平成20年度には、取扱業務が多い松山東署一番町交番、同署松山駅前交番に一人ずつ増員配置（2人体制）し、住民の方々への行政サービスの向上を図りました。

交番相談員の活動内容等



交番相談員のエンブレムを付けて勤務しています。

子どもの見守り活動も行います。(複数配置の相談員)




主な活動内容

困りごと相談などの対応
 地理案内
 拾得届・遺失届の受理
 犯罪予防等の連絡や広報
 二輪車等の被害届の代書や預かり
 運転免許証の記載事項変更
 物件事務報告書の作成補助
 など

交番相談員の配置状況

配置年度	平成6年度	平成7年度	平成13年度	平成14年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
配置交番 (警察署)	一番町(松山東)	道後(松山東)	前田(新居浜)	駅前(今治)	素鷲(松山東)	北条(松山西)	一番町(松山東)
	大街道(松山東)	水上(今治)	市駅前(松山東)	余戸(松山東)	城北(松山東)	砥部(松山南)	松山駅前(松山東)
	松山駅前(松山東)		朝生田(松山南)	久米(松山南)	御幸(松山東)	重信(松山南)	
	みつ(松山西)		駅前(宇和島)				【複数配置】
	石井(松山南)						
配置人員	5人(5交番)	2人(2交番)	4人(4交番)	3人(3交番)	3人(3交番)	3人(3交番)	2人(2交番)
配置合計	22人(20交番)						

3. 事業の成果指標と目標値

指標の名称	交番相談員による取扱件数			
指標の説明	交番相談員が各種届出の受理や相談対応を行った年間の取扱件数			
指標の方向性		現状値と 目標値	現状値（平成19年度）	目標値（平成20年度）
			34,128件	37,500件

4. 事業の全体計画（スケジュール）

交番相談員の配置は、交番の不在状態を解消するだけでなく、警察官のパトロール強化にもつながるため、観光客や来訪者の多い交番への複数配置や、より多くの交番に配置されるよう、今後も増員を図ることとしています。

5. 事業の実施に当たり県民等に期待すること

交番相談員は、相談受理等の経験が豊富ですので、気軽に相談してください。

交番の警察官がパトロールを強化する一方で、交番相談員は犯罪予防の指導や広報を行っています。県民一人一人が、身近な防犯に心掛け、犯罪予防活動に御協力ください。

。「まもるくんの自販機」拡充事業

1. 事業の目的

県民の方々に対する「安全・安心情報」の発信を強化し、犯罪の未然防止を図ります。


2. 事業の概要

自動販売機取扱企業と連携し、情報発信等の機能付き自動販売機「まもるくんの自販機」の普及により、犯罪防止対策を推進します。



電光掲示板に「安全・安心情報」がリアルタイムに表示されます。

3. 事業の成果指標と目標値

指標の名称	「まもるくんの自動販売機」の設置台数			
指標の方向性		現状値と 目標値	現状値（平成19年度）	目標値（平成20年度）
			45台	100台

4. 事業の全体計画（スケジュール）

本年度中に「まもるくんの自販機」の県内全域への設置を促進し、東、中、南予それぞれの警察署から地域性を出した情報を発信していくこととしています。

5. 事業の実施に当たり県民等に期待すること

「安全・安心情報」を受けた際には、その情報を身近な方々に伝えるなどの注意喚起等による犯罪予防に御協力ください。

《重点事業 22》大規模災害対策の推進

[優先施策 16 関連]

自助防災対策促進事業費	[93 万円]
災害時要援護者対策促進事業費	[647 万円]
愛媛県業務継続計画(県版 B C P)策定事業費	[136 万円]
自主防災組織活動促進事業費	[279 万円]
南海地震等大規模災害対策推進費	[100 万円]
緊急地震速報受信装置維持管理費	[262 万円]
『ゼロ円でできる』防災対策促進事業	[ゼロ予算事業]

1. 事業の目的

○今世紀前半にも発生が懸念される南海地震等大規模災害の被害の軽減

災害時における、県・市町の災害対策本部、消防等防災関係機関及び地域住民（自主防災組織活動）の迅速かつ的確な対応による被害拡大の防止


2. 事業の概要

南海地震等の大規模災害による被害を軽減するため、県・市町災害対策本部の機能強化のための合同運営訓練（災害図上訓練）を実施するとともに、災害時における県の業務が中断しないよう継続又は早期開催させるための計画（「県業務継続計画」）を策定するほか、「愛媛県防災対策基本条例」で定められた「自助」及び「共助」による防災対策の着実な推進を図り、自助の取組みが県民の自主的な県民運動として発展していくことを目指します。

また、地域防災力の主たる役割を担う自主防災組織のスキルアップを図るため、「自主防災組織リーダー育成研修」を実施するとともに、喫緊の課題である災害時要援護者支援体制を構築するための対策を実施し、地域の防災力アップを目指します。

さらに、「えひめ防災週間」（12月17日～23日）を中心に減災キャンペーンを実施することにより、防災に関する理解と関心を深め、防災活動の一層の充実を図ります。

3. 事業の成果指標と目標値

指標の名称	自主防災組織結成率		
指標の説明	自主防災組織加入世帯 / 全世帯数		
指標の方向性		現状値と 目標値	現状値（平成19年度）
			77.9%
			目標値（平成20年度）
			80%

4. 事業の全体計画（スケジュール）

《自助防災対策促進事業》

19年度 「自助」促進車座ミーティングの開催

20年度～ 自助対策県民運動促進協議会の開催

《『ゼロ円でできる』防災対策促進事業》

20年度～ 経費のかからない「自助」防災対策のアイデア募集・紹介

《自主防災組織活動促進事業》

16年度～18年度 自主防災組織結成支援事業の実施

19年度～ 自主防災組織リーダー育成研修

自主防災組織育成モデル事業（H19）

自主防災組織活動マニュアル（H15策定）の更新・配布（H19）

《災害時要援護者対策促進事業》

20年度～ 災害時要援護者対策検討会の開催

「災害時要援護者の支援を考える」セミナーの開催

災害時要援護者支援ワークショップ開催助成事業

災害時要援護者支援活動事例集の作成・配布

《南海地震等大規模災害対策推進事業》

17年度～ 防災対策協議会の開催、防災意識啓発講座の開催

18年度～ 南海地震減災施策推進プログラムの策定（H18）

県・市町災害対策本部合同運営訓練の実施

減災キャンペーンの実施

《愛媛県業務継続計画（県版BCP）策定事業》

20年度～ 愛媛県業務継続計画（県版BCP）の策定

《緊急地震速報受信装置維持管理費》

20年度～ 本庁及び地方局・支局に緊急地震速報受信装置を設置、運用

5. 事業の実施にあたり県民等に期待すること

家庭での防災対策（食料・飲料水の備蓄、住宅の耐震化、家具の転倒防止等）の実施に努めましょう。

○地域の自主防災組織活動（避難訓練等）に積極的に参加しましょう。



自主防災組織による県民主体の防災訓練

《重点事業 23》民間との協働による治水対策

[優先施策17関連]

民活河床掘削推進事業費 [2,000万円]

民活河床掘削事業 [ゼロ予算事業]

1. 事業の目的

土砂が著しく堆積し、治水上支障のある箇所のうち、コンクリート骨材等としての有効活用が見込める箇所について、土砂の採取を希望する民間企業を公募し、民間活力を導入することにより、効率的な河床掘削と土砂の有効活用を行い、早期の河道流能力を向上と掘削費用の縮減を図ります。

2. 事業の概要

(1) 事業実施箇所

河道内に著しく土砂が堆積し、治水上支障のある箇所のうち、コンクリート骨材等として有効活用が見込める箇所

(2) 事業内容

【民活河床掘削事業】

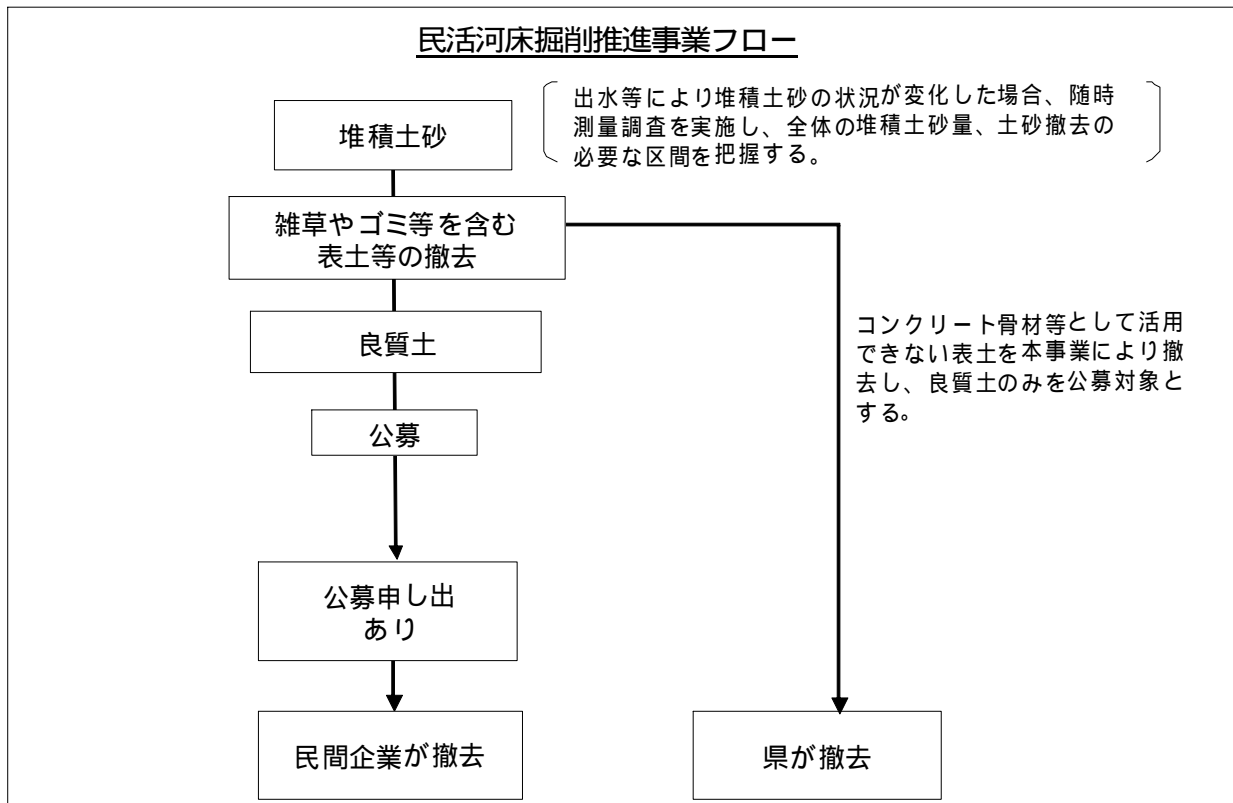
良質土砂の撤去及び有効活用

【民活河床掘削推進事業】


民間企業の河床掘削を支援するための雑草やゴミ等が含まれる表土等の撤去

(3) 事業手法

河床掘削の代行を条件として土砂採取を希望する民間企業を公募します。



3. 事業の成果指標と目標値

指標の名称	治水安全度の回復（土砂撤去合計量）		
指標の説明	堆積土砂の撤去合計量を治水安全度の回復状況の指標とする。		
指標の方向性		現状値と 目標値	現状値（平成19年度）
			目標値（平成20年度）
			0万m ³
			5.5万m ³

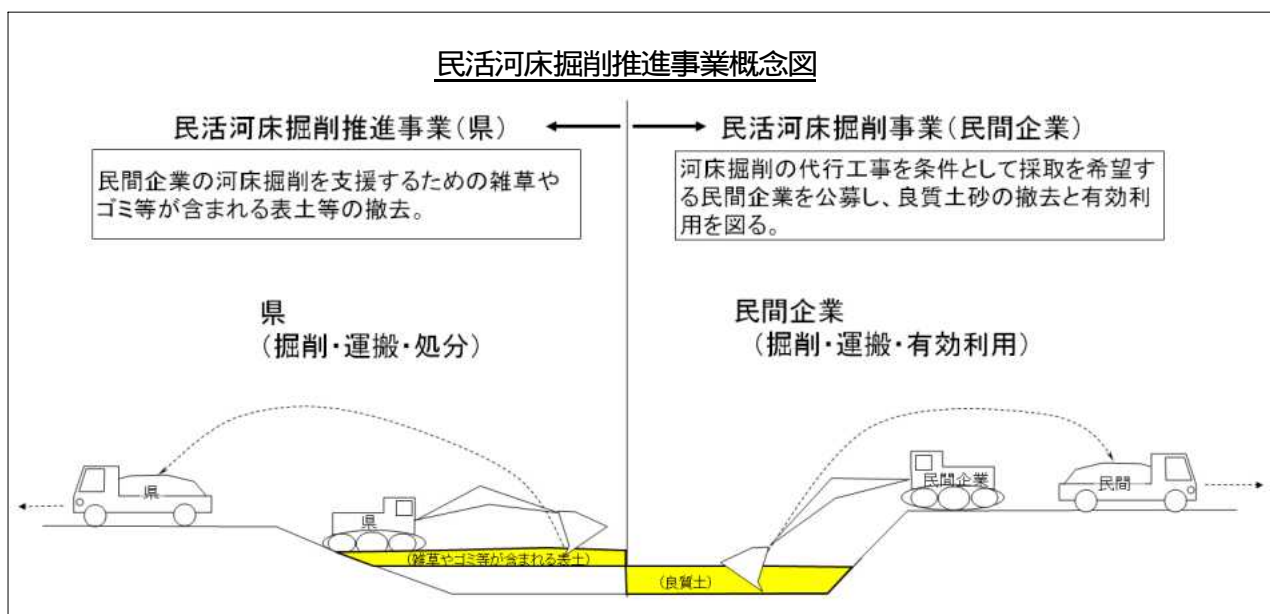
4. 事業の全体計画（スケジュール）

事業予定箇所一覧表

河川名	施工箇所	H20以降の実施予定(m ³)			H20実施計画(m ³)		
		民活河床掘削 事業 (民間企業等)	民活河床掘削 推進事業 (県)	合計	民活河床掘削 事業 (民間企業等)	民活河床掘削 推進事業 (県)	合計
国領川	新居浜市	60,000	4,000	64,000	15,000	1,000	16,000
加茂川	西条市	50,000	10,000	60,000	10,000	2,000	12,000
中山川	西条市	180,000	6,000	186,000	30,000	1,000	31,000
計	3箇所	290,000	20,000	310,000	55,000	4,000	59,000

5. 事業の実施に当たり県民等に期待すること

積極的な応募と土砂の活用をお願いします。



河床掘削事例（新居浜市：国領川）



《重点事業 24》道路危険箇所の解消

[優先施策 18 関連]

道路防災緊急対策事業費	[2億7,400万円]
災害防除事業費	[1億4,300万円]
橋りょう補修事業費	[5億2,200万円]

1. 事業の目的

災害に強く、地震等の緊急事態にも対応可能な信頼性の高い道路を構築するため、県の地域防災計画に位置付けられた**緊急輸送道路**（一次・二次）の法面防災対策、橋りょう耐震補強、トンネル保全対策などを他の公共事業（橋りょう補修事業、災害防除事業等）と合わせて重点的に進めることとしています。

2. 事業の概要


平成8年度道路総合防災点検で対策が必要となった落石等の危険箇所や大規模地震により被害の想定される橋梁の耐震補強（橋脚補強・落橋防止）及び平成11年度に実施したトンネル緊急点検により対策が必要となったトンネルの保全対策を行うこととしています。

今後も、引き続き一次緊急輸送道路の橋梁耐震・法面・トンネル保全の各対策を総合的かつ重点的に進めることとしています。

緊急輸送道路の法面防災・橋梁耐震補強・トンネル保全対策



3. 事業の成果指標と目標値

指標の名称	緊急輸送道路が確保されている割合		
指標の説明	県管理の緊急輸送道路 91 区間のうち、整備済み区間数の割合		
指標の方向性		現状値と 目標値	現状値（平成 19 年度）
			目標値（平成 20 年度）
			62%
			65%

4. 事業の全体計画（スケジュール）

平成 24 年度 一次（63 区間）二次（19 区間）の完了（区間完成率 90%）

平成 29 年度 一次（63 区間）二次（28 区間）の完了（区間完成率 100%）

緊急輸送道路の対策済み区間数の年度別推移

